

令和8年度 上郡高等学校 学力検査による生徒募集要項

兵庫県立上郡高等学校

〒678-1233

兵庫県赤穂郡上郡町大持207番1

TEL (0791) 52-0069

FAX (0791) 52-0071

<https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/kamigori-hs/NC3/>

1 募集定員

課 程	学 科	募 集 定 員 等	通 学 区 域
全日制 課 程	農業生産科	募集定員40人から推薦入学での合格者数を減じた人数	県 下 全 域
	地域環境科	募集定員40人から推薦入学での合格者数を減じた人数	

2 スクール・ポリシー（農業生産科・地域環境科）

- (1) 育成をめざす資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）
 - ① 社会人として求められる規範意識を持ち、責任ある行動のとれる生徒を育成する。
 - ② 地域貢献活動等を通して人のために尽くす態度を養うとともに、心身ともに健康な生徒を育成する。
 - ③ 職業人として必要な基礎体力と能力を身につけた、農業のスペシャリストを育成する。
 - ④ 課題解決に取り組むことで、自ら学ぶ意欲を高め、社会の変化に対応できる能力を育成する。
 - ⑤ 命の尊重を基本理念とし、健康で安全な生活を営むことができる生徒を育成する。
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ① 産学連携による特別授業等において専門家による授業を行い、より高度な専門知識や技術の習得を図る。
 - ② ICTをはじめとするデジタル化に対応した産業教育施設・設備を使い、持続可能な農業の探究を行う。
 - ③ スマート農業の実現に向け、最先端の施設・設備を活用した実験・実習を充実させることで、農業教育の学びを深化させる。
 - ④ ICTの活用により、個別最適な学びと協働的な学びを一体化させ、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、生きる力を育む。
- (3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
 - ① 将来の農業を担うスペシャリストとして、知識や技術の習得に向けて、意欲的な取組ができる生徒を募集する。
 - ② 地域活性化事業やふるさと共創プロジェクトの活動を通して、地域社会が抱える課題の解決に向けて、意欲的な取組ができる生徒を募集する。
 - ③ 未来の職業人として、社会に貢献しようとする意欲のある生徒を募集する。

3 選抜方法

- (1) 入学者選抜の方法は、「令和8年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」（以下、「選抜要綱」という）に基づいて、インターネット出願システム（以下「システム」という）を通じて中学校長が承認した調査書情報やその他の必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う。
- (2) 学力検査は「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。）」の5教科で実施する。

4 出願資格

- 各学科とも、入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)のいずれかの事項に該当し、(4)または(5)の条件を満たす者とする。
- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程等（以下「中学校」という）を令和8年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という）する見込みの者。
 - (2) 中学校を卒業した者。
 - (3) 中学校卒業者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者。
 - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
 - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和8年3月に修了する見込みの者を含む）
 - ③ 文部科学大臣の指定した者

- ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- ⑤ その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 兵庫県内に本人が保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう）とともに居住している者。
- (5) 県外からの転居が確定している者、県外の中学校卒業見込みの者及び卒業者等、特別の事情がある者のうち、本校校長の入学志願承認を得た者。

5 システムにおける出願方法

- (1) 志願者の行う手続については次のとおりとする。
 - ① 志願者は、令和7年12月15日以降にインターネット出願に関わる「アクセス案内」の2次元コードを読み取り、インターネット出願システム（以下、「システム」という）にアクセスして、志願者アカウントを登録する。
 - ※ 県外及び海外等からの志願者は、必ず兵庫県教育委員会事務局学事課に問い合わせた上で、志願者アカウントを登録し、入学志願承認申請手続をシステムで行い、本校校長の入学志願承認を得ること。その上で、②以降の手続きを行うこと。
 - ② 志願者は、出願情報をシステムに登録する。
 - ③ 志願者は、中学校長による出願の承認手続が進められるよう第2007項に定める入学考査料を支払う。
 - ④ 志願者は、受検票が印刷可能になれば、A4コピー用紙（普通紙）に印刷して検査当日に持参する。
 - ⑤ 志願者は、マイページで可否結果を確認する。
- (2) 中学校等の行う手続は次のとおりとする。
 - ① 中学校は、志願者の出願情報や入学考査料支払等に不備がないことを確認する。
 - ② 中学校は、調査書情報等をシステムに登録する。
 - ③ 中学校は、その他、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。
 - ④ 中学校長は、第1016項に定める中学校長承認期限 2月27日（金）12:00までに、出願に必要なすべての情報の承認を行う。
 - ※ システムの操作方法については、インターネット出願のウェブサイトにあるマニュアルを参照すること（<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/shutsugan>）。
- (3) 県外等から本校を志願する者の手続は次のとおりとする。
 - ① 志願者は、入学志願承認申請手続をシステムで行い、志願先高等学校長の承認を得なければならない。
 - ② 志願者は、特別事情の内容、添付書類等、高等学校が必要とする書類等をシステムに添付する。
 - ③ この件に関する事務手続は、3月4日（水）12:00までにシステムで行う。

6 志願変更

- (1) 志願者は志願変更中学校長承認期間内に、次の志願変更をいずれか1回に限り行うことができます。
 - ア 本校の農業生産科または地域環境科から単独で選抜を実施する高等学校（多部制を含む）への志願変更。
 - イ 複数志願選抜実施校から本校の農業生産科または地域環境科への志願変更。
 - ウ 本校農業生産科または地域環境科から本校の複数志願選抜実施学科への志願変更。この場合、第2志望校を志願することはできない。この場合も、第1志望加算点を加点する。
- (2) 志願変更の取扱期間及び時間
志願変更中学校長承認期間 令和8年2月27日（金）12:00から3月4日（水）12:00
- (3) 志願変更を行う際の手続は、次のとおりとする。
 - ア 志願変更を行う者は、マイページで志願変更登録を行い、中学校長の承認を受ける。
 - イ 志願変更前の高等学校が承認した後に、志願変更先の高等学校による承認を行う。
- (4) 志願変更の場合の入学考査料については、県立高等学校における同一課程間の志願変更の場合及び全日制課程から定時制課程（多部制を含む）に志願変更する場合は、改めて入学考査料を要さない。
市立高等学校から県立高等学校に志願変更する場合は、改めて入学考査料を支払う。ただし、先に支払った入学考査料は、還付しない。

7 出願に関する留意事項

- (1) 志願者は、中学校長承認期限を過ぎると出願できない。また、志願者は、中学校出願承認情報等の変更はできない。
- (2) 中学校長がシステムに添付する書類等のファイル形式は、jpg、jpeg、png、xlsx、docx、pdf のいずれかとする。

- (3) 名前等については、システムに表示できる文字を使用し、システムに表示できない場合、中学校長は、表記に関する申告書（様式8）を作成し、システムに添付する。

8 検査期日、場所及び内容等

- (1) 期 日 令和8年3月12日（木）
- (2) 受検会場 本校
- (3) 検査実施時間

8:30	8:40～8:50	9:10～10:00	10:20～11:10	11:30～12:20	昼食	13:10～14:00	14:20～15:10
集 合	注 意	国 語	数 学	社 会		理 科	英 語

なお、「英語」のうち聞き取りテストは、「英語」開始直後に行い、10分程度とする。

- (4) 受検当日の注意事項
 - ア 受検当日は、受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）、直定規、コンパス、腕時計、昼食、水筒、上履き、靴を入れる袋を持参すること。
 - イ 以下のものは、検査室へ持ち込むことを禁止する。
 - 下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含む）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末やウェアラブル端末等、その他受検に必要なもの。所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがある。
 - ウ 各検査開始後10分以内の遅刻の場合においては受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。
 - エ 受検票を忘れた場合は、事務室へ申し出て再交付を受けること。
 - オ 受検者は検査終了まで校舎外へ出ることはできない。
 - カ その他、受検に関して不明な点は、出身中学校に問い合わせること。受検当日の問い合わせ、連絡などは本校へ直接問い合わせること。

9 可否結果の発表

- (1) 可否結果は、令和8年3月19日（木）10:00以降にシステムにログインし、マイページにより確認すること。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 合格者は、県内公立高等学校に新たに出願することはできない。
- (3) 合格者説明会 令和8年3月23日（月） 受付 13:00～13:30 説明会 13:30～
必ず「受検票」を持参の上、合格者、保護者ともに出席すること。詳細は、本校のホームページで連絡する。

10 学力検査の各教科別得点の簡易開示について

学力検査の各教科別得点の簡易開示については、次のとおりとします。

- (1) 開示請求できる者 受検者本人
- (2) 開示内容 学力検査の各教科別得点
- (3) 開示期間 令和8年3月23日（月）から4月22日（水）
（土曜、日曜、祝日及び本校が指定した日を除く）
開示する時間は、9:00～16:30とする。
- (4) 開示場所 本校
- (5) 必要な書類 受検票と生徒証明書（中学校または本校が発行したもの）もしくはマイナンバーカード等本人であることを確認できるいずれかの書類

11 追検査

学力検査に出願している者で、感染症の罹患やその他やむを得ない理由により学力検査を受検できなかった者は、令和8年3月26日（木）に追検査を受検することができる。なお、実施内容等は、改めて通知する。

12 インターネット出願に関する問い合わせ先

システムの操作方法等については、以下に問い合わせること。

受付時間 令和7年12月15日（月）～ 令和8年3月31日（火）

- (1) コールセンター（ヘルプデスク） 平日9:00～17:00 043-400-3425
- (2) 問い合わせフォーム 24時間受付
システムのログイン画面または、システムにログインし、メニューからリンクにアクセスして問い合わせ内容を入力。